

令和七年三月二十四日付け広島県報（定期）第二十三号に登載の広島県人事委員会規則第十六号（単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

人事委員会事務局公務員課長

ページ	行	正	誤
二	改正後の欄の一九行目	職務復帰	職務復帰
二	改正前の欄の後ろから一七行目から一八行目	職員となったこと又は事由発生	職員となったこと又は事由発生
四	別記様式第一号（第七条関係）の裏面の三行目	新たに給料表の適用を受けることとなった者、	新たに給料表の適用を受けることとなった者、